

作成年月日	令和2年7月13日
作成部局名	健康福祉部社会福祉課

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

医療機関、介護・障害・救護施設等に勤務する従事者は、

- ①感染すると重症化するリスクの高い患者や利用者と接すること
- ②継続して提供することが必要な業務であること
- ③施設等の集団感染の発生状況

から、相当程度心身負担がかかる中、強い使命感をもって業務に従事していること等を踏まえ、慰労金の支給要件を以下のとおり定める。

1 医療従事者に対する慰労金の支給

所要額200億円程度

(1) 支給対象施設・者、単価

(うち既計上額94億円)

区分	対象施設・者		慰労金単価
対象施設	A	県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス患者等を受入れた施設（宿泊療養施設含む）	20万円
	B	県から役割を設定されたが、実際に新型コロナウイルス患者等の受入れがなかった施設	10万円
	C	感染症対策に一定の役割を担ったとして以下(2)の要件を満たす施設	5万円
対象者	上記の医療機関等に、対象期間（3/1注1～6/30）中に10日以上勤務し、患者と接する従事者 ※国基準により判断		

注1 県内でのコロナ患者1例目発生日

(2) 感染症対策に一定の役割を担った施設

上記対象施設Cについては、以下のいずれかに該当する医療機関に対して慰労金（5万円）を支給

※該当医療機関から、慰労金申請書と併せて別添1の確認項目表を提出いただくことで、県がその内容を確認

区分	説明
① 2次救急輪番等を代替	新型コロナウイルス感染症患者等への対応のため、本来業務である救急患者の受け入れを制限した2次救急医療機関等を補完した医療機関
② その他救急・急患に対応	①以外での救急医療や、休日夜間等において、疑い患者等の急患への対応を実施した医療機関 例) 救急告示医療機関、初期救急医療機関、在宅医療機関等
③ 疑い患者に対応	発熱や咳等の症状が継続している等の疑い症例を有する患者への診療を実施し、必要な対応を行った医療機関等 例) 内科、小児科、耳鼻いんこう科等を標榜した医療機関及び訪問看護ST
④ 飛沫感染等のリスクへの対応	飛沫感染等による感染リスクが高い中、患者への診療を実施した医療機関等 例) 歯科、(分娩を行う)産婦人科・産科を標榜した医療機関及び助産所
⑤ 感染症対策を実施	患者等に帰国者・接触者相談センター等への相談等の指導や感染症拡大防止に資する普及啓発（直接指導、リーフレット配布やポスター掲示等）を行った医療機関等

2 介護・障害・救護施設従事者に対する慰労金の支給

所要額 160 億円程度

(1) 支給対象施設・者、単価

(うち既計上額 45 百万円)

区分	対象施設・者		慰労金単価
対象施設	A	感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	20 万円
	B	感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担ったとして以下(2)の要件を満たす施設・事業所	5 万円
対象者	上記の施設・事業所等に、対象期間 (3/1~6/30) 中に 10 日以上勤務し、利用者と接する従事者 ※国基準により判断		

(2) 感染症対策に一定の役割を担った施設・事業所

上記対象施設 B については、以下のいずれかに該当する施設・事業所に対して慰労金 (5 万円) を支給

※該当施設・事業所から、慰労金申請書と併せて別添 2 の確認項目表を提出いただくことで、県がその内容を確認

区分	説明
① 感染発生時の協力 (介護、障害のみ)	兵庫県の協力スキーム注2 に登録した若しくは今後登録を行う予定の事業所・施設又は兵庫県の協力スキームの枠外で既に協力を行った施設・事業所
② 感染リスクの高い利用者に対応	発熱など新型コロナウイルス感染症類似の症状の利用者等に対応した施設・事業所
③ 代替サービスを実施	感染防止のために通所サービス等の利用が出来なかった利用者に対して、代替支援として訪問によるサービス提供に切替えた施設・事業所
④ 利用者の新規受入れを実施	他の事業所・施設を利用できなかった利用者を新規に受け入れた又は受け入れのための体制を整備した施設・事業所
⑤ 感染症対策を実施	職員自らが感染源とならないよう徹底した感染症対策に取り組むため、職員と一体となった業務外における感染予防の取組み実施や、利用者等に対して感染防止等に資する啓発・指導(直接指導、リーフレット配布やポスター掲示等)を行った施設・事業所

注 2 兵庫県の協力スキーム

介護・障害福祉施設・事業所等で感染者が発生した場合に、事前に登録された施設・事業所等から、応援職員の派遣や利用者に対する代替サービスの提供等を行う仕組み
(R2.5.13 より運用)

3 児童福祉施設

所要額 19 百万円
(うち既計上額 19 百万円)

保育所等の児童福祉施設は、利用者が高齢者等に比べて重症化リスクが低いため、国は慰労金の対象としていないが、感染症が発生した施設の職員については、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感をもって業務に従事していることから、県独自に慰労金を支給（6月補正で措置済）

区分	対象施設・者	慰労金単価
対象施設	感染者が発生した施設	20 万円
対象者	上記施設に、対象期間（3/1～6/30）中に 10 日以上勤務し、利用者と接する職員	

＜担当課室・問い合わせ先＞

健康福祉部社会福祉課

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

相談窓口 078-362-3056

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分） 確認項目表（案）

①この確認項目表は、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行わなかったものの、県内の感染症対策に一定の役割を担った医療機関等について、慰労金（5万円）の対象となることを確認するためのものです。

②以下の項目 1 つでも該当する医療機関等の職員が慰労金の対象となり得ます。

③この項目表は、医療機関等ごとに記載いただき、申請書と併せて提出いただきます。

④ご回答頂いた内容について、不明な点があれば、県からお問い合わせをさせて頂く場合もありますので、その際にはご協力いただきますようお願いします。

番号	項目	（説明）	確認欄 ※該当の場合は○
①	2次救急輪番等を代替	新型コロナウイルス感染症患者等への対応のため、本来業務である救急患者の受け入れを制限した2次救急医療機関等を補完した医療機関	
②	その他救急・急患に対応	①以外での救急医療や、休日夜間等において、疑い患者等の急患への対応を実施した医療機関 (例:救急告示医療機関、初期救急医療機関、在宅医療機関 等)	
③	疑い患者に対応	発熱や咳等の症状が継続している等の疑い症例を有する患者への診療を実施し、必要な対応を行った医療機関等 (例:内科、小児科、耳鼻いんこう科等を標榜した医療機関及び訪問看護ステーション)	
④	飛沫感染等のリスクへの対応	飛沫感染等による感染リスクが高い中、患者への診療を実施した医療機関等 (例:歯科、(分娩を行う)産婦人科・産科を標榜した医療機関及び助産所)	
⑤	感染症対策を実施	患者等に帰国者・接触者相談センター等への相談等の指導や感染症拡大防止に資する普及啓発(直接指導、リーフレット配布やポスター掲示等)を行った医療機関等	

上記の内容について、真実であることを、誓約します

(施設名)

(代表者名)

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護・障害・救護施設）確認項目表（案）

①この確認項目表は、感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったものの、県内の感染症対策に一定の役割を担った介護・障害・救護施設等について、慰労金（5万円）の対象となることを確認するためのものです。

②以下の項目1つでも該当する事業所・施設等の職員が慰労金の対象となり得ます。

③この項目表は、施設・事業所等ごとに記載いただき、申請書と併せて提出いただきます。

④ご回答頂いた内容について、不明な点があれば、県からお問い合わせをさせて頂く場合もありますので、その際にはご協力いただきますようお願いします。

番号	項目	（説明）	確認欄 ※該当の場合は○
①	感染発生時の協力 (介護、障害のみ)	兵庫県の協力スキーム※に登録した。	
		兵庫県の協力スキーム※に今後登録を行う予定である。	
		兵庫県の協力スキーム※に登録していないが、既に協力スキームと同等の対応を行った。	
		※兵庫県の協力スキーム 施設・事業所等で感染者が発生した場合に、事前に登録いただいた施設・事業所等から、応援職員の派遣・代替サービスの提供等をお願いするものです。	
②	感染リスクの高い利用者を対応	以下のいずれかの利用者に対応した。 ・発熱など新型コロナウイルス感染症類似の症状の利用者 ・感染疑いのためPCR検査を行った利用者 ・感染者又は濃厚接触者と接触があった利用者 ・元感染者又は元濃厚接触者である利用者	
③	代替サービスを実施	通所サービス等の利用を自粛した利用者に対して、代替支援として訪問によるサービス提供した。	
④	利用者の新規受け入れを実施	他の事業所・施設を利用できなかった利用者を新規に受け入れた又は受け入れのための体制を整えた。	
⑤	感染症対策を実施	職員自らが感染源とならないよう徹底した感染症対策に取り組むため、職員と一体となった業務外における感染予防の取組（※下記例参照）実施や、利用者等に対して感染防止等に資する啓発・指導（直接指導、リーフレット配布やポスター掲示等）を行った。 (例)・外出は自宅と勤務先の往復のみとする等、行動範囲を厳しく限定した。 ・家族であっても極力接触を避け、場合によっては事業所・施設等に泊まり込みで対応した。 ・自家用車等で通勤可能な場合は、公共交通機関の利用を避けた。	

上記の内容について、真実であることを、誓約します

(施設名)

(代表者名)